

令和8年熊本地震災害対応調査等業務委託基本仕様書

第1 業務の目的

令和8年熊本地震における初動・応急対応の調査等を実施し、本県の防災体制の強化を図るとともに、本災害の経験を記録し、教訓として後世に伝承する。

第2 業務の名称

令和8年熊本地震災害対応調査等業務

第3 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

第4 業務内容

1 業務計画書の作成

受託者は、契約確定後、速やかに県と打合せを行い、本委託業務の目的、趣旨及び県の意向を十分に把握した上で、全体業務スケジュールや業務実施体制、具体的業務内容等を記載した業務計画書（様式任意）を作成し、契約締結後10日以内に県に提出する。

なお、業務計画書の内容に変更が生じる場合は、事前に県の承諾を得るものとする。

2 検証報告書及び概要版の作成

受託者は、検証報告書の作成に当たり以下（1）～（3）を実施するとともに、必要に応じて、写真や図表等を活用する。

また、検証報告書の項目については、別途県と協議して決定することとする。

（1）令和8年熊本地震の総括

令和8年熊本地震の発生状況や特徴、地震により生じた人的被害や住家被害等の被害状況等を総括する。

（2）回答のとりまとめ及び課題の分析、改善の方向性の提案

受託者は、以下①、②を実施する。

なお、各調査対象機関[※]への調査及び県職員アンケートの実施は県が行うものとする。

※国、県、市町村、関係機関合わせて200程度を想定

① 各調査対象機関からの回答をとりまとめるとともに、地震で生じた課題を分析し、改善の方向性を提案する。

② 県職員アンケートの回答のとりまとめ

（3）県民アンケートの実施及び分析

受託者は、以下①～⑤を実施する。

本アンケートは郵送及びWEBで実施し、アンケートの郵送先は、対象地域の満

18歳以上の男女で最低2,000件とし、対象者の選定は県が行う。

① アンケート項目の作成

② 調査票、封筒、はがきの作成（調査票の印刷に係る費用は受託者負担）

種 類	規 格	数 量
調査票	・ A4判、1色刷り（両面）、中綴じ製本	最低 2,000 部
発送用 封筒	・ JIS角型2号（※封筒は県が提供） ・ 1色刷り（表面のみ、指定部分に刷込み）	
返信用 封筒	・ JIS角型2号 （※封筒、返信用切手は受託者が調達） ・ 1色刷り（表面のみ） ・ 封緘用のり付	
はがき （御礼状兼催促状）	・ 官製はがき（※はがきは受託者が調達） ・ 1色刷り（裏面のみ）	

③ 調査票、はがきの発送（発送に係る費用は受託者負担）

種 類	作業内容	数 量
調査票	・宛名シール貼付（※印字済の宛名シールは県が提供） ・ 調査票／返信用封筒の封入、封緘 ・ 発送	最低 2,000 部
はがき （御礼状兼催促状）	・宛名シール貼付（※印字済の宛名シールは県が提供） ・ 発送	

④ アンケートのとりまとめ及び集計

受託者は、アンケート調査票及びデータを受領後、以下のとおり集計を行う。

・単純集計

各設問について集計を行い、表・グラフを作成する。なお、グラフの種類や表示の方法については県と協議のうえ決定する。

・クロス集計

各設問について、性別・年代別・地域別のクロス集計を行い、表・グラフを作成する。なお、グラフの種類や表示の方法については県と協議のうえ決定する。

⑤ アンケート結果の分析、改善の方向性の提案

3 検証報告書の印刷

受託者は、作成した検証報告書を、以下により印刷することとする。

(1) サ イ ズ：A4

(2) 印 刷 色：本文一色刷り、一部カラー（巻頭写真）

(3) ペ ー ジ：350ページ程度（目安）

(4) カバ ー：あり（ソフトカバー）（カラー印刷）

(5) 作成部数：500部

4 その他

上記1～3に係る打合せ協議は月1回程度行うこととし、実施方式（対面、オンライン）は、その都度協議する。

第5 成果品

1 本業務の成果品は次のとおりとする。

成果品の提出に当たっては、紙媒体（A4ファイル製本）及び電子媒体で提出すること。

①成果報告書 1部（検証報告書を含む）

②県民アンケート及び県職員アンケート結果のとりまとめ報告書 各1部

2 受託者は、本業務が完了したときは、前項に示す成果品を提出し、県の検査を受けるものとする。

3 受託者は、県が指示し、受託者が同意する場合は、履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しができるものとする。

第6 成果品の提出先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 防災センター2階

熊本県知事公室危機管理防災局防災推進課

第7 成果品に対する責任の範囲

受託者は、成果品に瑕疵が発見された場合は、速やかに県の指示に基づき、成果品を訂正し、改めて提出しなければならない。

なお、これに要する費用は、受託者の負担とする。

第8 権利の帰属

1 本委託において作成され、既に他の所有権等を有するものを除く一切の図書類、電子情報等、並びにそれらの著作権は、県に帰属する。

2 受託者は、本委託終了後を含め、業務の成果等を県の承認を受けず、自ら使用することや他の者に公表、貸与及び使用させてはならない。

3 業務に関して第三者の著作権を侵害しないよう、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

4 成果品は、県が作成するホームページや各種情報提供媒体等において使用できるものとする。

第9 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘匿すべき内容を他人に漏らしてはならない。本業務終了後においても同様とする。

第10 その他

- 1 受託者は、本委託を実施するに当たり、県と詳細に協議を行い、県の承認を受けて、委託業務を進めるものとする。
- 2 本委託のため必要となる関係官公庁その他に対する手続きは、受託者が迅速に処理する。また、これに要する費用は、受託者の負担とする。
- 3 県は、必要があると認められるときには、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求める等の措置を行うことができるものとする。
- 4 契約金額には、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。
- 5 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合等不明な事項は、その都度県・受託者協議の上、決定する。

第11 担当所属

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号 防災センター 2 階
熊本県知事公室危機管理防災局防災推進課広域防災拠点推進班
電話：096-333-2837（直通）